

令和8年度 家計急変世帯対象 広島県高校生等奨学給付金 家計急変 受給申請の御案内

保護者等の失職、倒産、死亡等で、令和8年1月以降に家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。(返済不要)

1 支給要件等

○ 対象となる世帯について

基準日において、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

保護者等	<input type="checkbox"/> 令和8年1月以降に家計が急変したことにより、世帯年収目安が490万円未満相当となる見込みであり、一般分より支給額が増える世帯
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 就学支援金等対象校に在学している



※急変が7月1日までの場合は7月1日、7月2日以降の場合は急変翌月の1日

○ 支給額について

年収目安	支給額	
	全日制等	通信制
270万円未満相当世帯	152,000円	52,100円
380万円未満相当世帯	50,670円	17,370円
490万円未満相当世帯	38,000円	13,030円

※生活保護（生業扶助）世帯及び令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯は、通常の申請（一般）で申し込んでください。

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は、給付額は申請の翌月からの月割計算となります。

(計算例) 10月5日に家計急変事由が発生した全日制の場合
 $152,000円 \times 5月(11 \sim 3月) \div 12 = 63,333円$ (1円未満端数切り捨て)

2 支給時期

令和8年11月～令和9年2月頃（予定）順次支給します。

支給手続には時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。書類の不備がある場合は、支給時期が遅くなりますので御留意ください。

3 申請方法・申請期限

申請書類一式を令和8年8月31日（月）までに広島県学事課修学支援担当へ郵送してください。

7月2日以降に家計急変が生じた場合は、随時受け付けます。

（最終期限）令和8年12月25日（金）

※複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、県学事課へ御連絡ください。

4 必要書類

必要書類	備考
◎ 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（私立）	
① 振込先通帳の写し等 学校設置者が受領の場合、添付は不要です。	通帳を作成していない場合、キャッシュカードの写しや銀行のアプリ等の画面の写しでも可
② 家計急変の発生事由を証明する書類	◎家計急変による申請理由書【参考様式1】 ◎上記の申請理由書の他に、次の区分に応じて提出してください 【解雇や離職の場合】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書（いずれか1つ） 【破産や廃業の場合】 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出（いずれか1つ） 【解雇や離職、破産、廃業ではない場合】…上記理由書【参考様式1】
③ 家計急変前の収入を証明する書類	令和8年度 課税証明書（保護者等全員）
④ 家計急変後の収入を証明する書類 家計急変後の収入を証明する書類	○会社員等 ・直近の給与明細書(急変後3か月分以上)及び年収見込【参考様式2】 ・会社作成の給与見込（急変後12か月間） ○自営業 ・税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類 （いずれか1つ）
⑤ 生徒本人の国籍確認書類 (県外校の場合)	【日本国籍の方】 ・住民票原本 【日本国籍以外の方】下記いずれか一つ。 ・住民票原本（国籍・在留資格・在留期間が記載されたもの。） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） 在留資格が家族滞在の場合は、日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書も添付
⑥ 在学証明書（県外校の場合）	急変が7月1日までの場合は7月1日、7月2日以降の場合は急変翌月の1日時点の在学証明
⑦ 扶養誓約書	世帯人数の把握のため、所定の様式を添付してください
⑧ 委任状	代理受領を希望される場合は、委任状の提出が必要

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2755 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html>



災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※生活保護（生業扶助）受給世帯除く）該当する場合は、県まで御連絡ください。